

豊島区監査委員公告第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、
令和6年度工事監査結果の報告に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和7年10月23日

豊島区監査委員	小 沼 博 靖
同	中 川 貞 枝
同	鈴 木 利 治
同	細 川 正 博

7 豊総総発第 927 号
令和 7 年 8 月 25 日

豊島区監査委員 様

豊島区長 高際 みゆき

令和 6 年度に実施した監査結果報告における監査委員指摘、指導及び
意見・要望に対する改善等措置及び検討状況の報告方について（回答）

標記の件につきまして、意見の付された事項への措置を講じましたので、
地方自治法第 199 条 14 項に基づき、別紙のとおり通知します。

**令和 6 年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2	1 長崎保育園全面改修工事
監査結果報告における意見・要望事項		
① 「医療的ケア児」受入れ対象施設として 今回の大規模改修に伴い医療的ケア児の受入れ対象施設として、医務室、誰でもトイレを新たに設置した。この取り組みは医療的ケア児の健やかな成長と家族の離職防止に資するとともに、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現に寄与するものである。医療的ケア児を保育していく中で、医務室などの必要設備の機能や使用方法等を検証しながら、有効な施設の運営に努められたい。 (対象課：保育課、施設整備課)		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課		子ども家庭部 保育課
原因・理由・背景などの事情説明		区立保育園においては、令和 5 年度に示した「区立保育園における医療的ケア児の受け入れ方針について」(令和 5 年 7 月 3 日 子ども文教委員会報告)に基づき、施設改修(大規模改修・改築)等に合わせて環境を整備し、受け入れ園を順次拡大することとしている。 長崎保育園では、令和 7 年度当初からの入園申請は無かったものの、今後入園申請があった際は、医療的ケア児審査会での審議や主治医への意見照会等を経て、受け入れを開始する。
措置の状況	いつ (いつまでに)	対象児の入園まで
	誰が (どこが)	保育課、長崎保育園(保育士・看護師)
	何を (どこを)	医務室(医療的ケア児室)、バリアフリースイレ
	どのように 措置(改善)した(する)	先行して医療的ケア児を受け入れている区立園での事例や課題等を参考にするとともに、今後入園予定となった園児の症状等も鑑み、必要設備・機能等を検討し、適切な医療・保育提供体制の確保に努める。
情報の共有	措置状況に関する課内周知	令和 7 年 7 月 18 日 周知済み

**令和 6 年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2	1 長崎保育園全面改修工事
監査結果報告における意見・要望事項		
② 移動式間仕切りについて 今回の改修では、医務室や男性更衣室の新設、事務室及び各歳児室等の配置替えを行ったため、従前より遊戯室が縮小されることとなった。このため 4 歳児室と 3 歳児室及び 3 歳児室と遊戯室の間仕切を可動式のパーテーションに変更し、必要に応じて部屋の広さを調整できるようにした。可動式のパーテーションは間取りを変更する方法として自由度が高いうえに作業が容易であるため、室内での遊びや行事が多い保育園では、部屋を効果的に活用するために極めて有用である。今後、保育園の改築、改修等に当たっては積極的に可動式のパーテーションの導入について検討をされたい。なお、可動式パーテーションの採用に当たっては床面レールによる園児のつまずきの危険性やパーテーション角部へのクッションの取付けなど十分に配慮されたい。 （対象課：保育課、施設整備課）		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課		子ども家庭部 保育課
原因・理由・背景などの事情説明		長崎保育園は昭和 4 9 年に建築され、築 5 0 年が経過し老朽化が進行していたため、基礎・屋根・柱・梁などの骨組みを残し、内装（照明・空調等含む）・床・壁・天井・外壁等を改修するスケルトン方式で工事を実施した。（令和 7 年 3 月 1 7 日から新園舎で運営開始）
措置の状況	いつ（いつまでに）	随時（新園舎の運営開始日までに措置完了）
	誰が（どこが）	保育課、長崎保育園（保育士）
	何を（どこを）	3 歳児室、4 歳児室及び遊戯室
	どのように措置（改善）した（する）	可動式パーテーションの開閉作業を行事等の実施時のみに限定することで、園児の怪我のリスクを最小限にしている。また、床面レールの前に収納棚を設置するなどして園児がレールの上や周辺を歩くことがないようレイアウトを工夫し、対策している。 なお、パーテーション角部にクッションを取付けると扉の開閉が出来なくなるため、角部は可能な限り面取りを行い、園児が触れても怪我をしないよう対策している。
情報の共有	措置状況に関する課内周知	令和 7 年 7 月 18 日 周知済み

**令和 6 年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2	2 千早四丁目アパート全面改修工事（1 号棟）
監査結果報告における意見・要望事項		
① 間取り及び付帯設備について スケルトン方式により躯体を残しての改修であるとともに、生活様式も変化するなか約 40 ㎡の広さで二人以上の世帯を想定したプランは、手狭さや天井高の制限など設計、工事で苦慮したことが窺える。改修の結果、各住戸とも 3 部屋から 2 部屋への間取りの変更や三点給湯器の導入、浴槽の設置、断熱性の向上など、生活環境が向上される内容となった。なお、和室に押し入れが無く、洋室に収納庫が設置されるなど和室を寝室として生活する場合には、いささか不便な状況も推察される。今後、区営住宅の改修にあたっては、居住者の意向を把握するなどして、より快適な住宅の提供に努めることを期待する。 また区営住宅は廉価な賃料で入居できるため、高齢者など収入の少ない人や子育て費用のかかるファミリー世帯にとって貴重な存在である。一方、区営住宅の数は限られ、毎年行われる入居募集においては募集抽選倍率が 10 倍程度と需要も高いという状況を鑑み、計画的な改築、改修に配慮されたい。 （対象課：住宅課、施設整備課）		

上記の意見・要望に対する措置状況等

対 象 課		都市整備部 住宅・マンション課 総務部 施設整備課
原因・理由・背景 などの事情説明		現在の家族構成に合わせた間取りの変更や生活環境の向上を図るための三点給湯器の導入、浴槽の設置等の改修工事を実施した。
措 置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和 7 年 12 月末まで
	誰が (どこが)	住宅・マンション課、施設整備課
	何を (どこを)	入居者に対してヒアリングを行う。
	どのように 措置（改善） した（する）	居住者のライフスタイルとして、ベッドで睡眠をとる方が多いため洋室を主寝室とし収納庫を設置いたしました。また、和室は家族だんらんの場として広さを重視し、押し入れは設置しておりません。 今後、入居者に居住環境のヒアリングを行い、今回の改修工事の問題点の洗い出しを行います。その結果を活かし、より快適な住宅の提供ができるように今後の住宅設計、計画的な改築、改修に取り組んでいきます。
情 報 の 共 有	措置状況に関 する課内周知	令和 7 年 7 月 2 日 周知済み

**令和 6 年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2	3 南池袋公園アプローチ区道改修工事
監査結果報告における意見・要望事項		
① 道路面の加工について 今回の改修工事は「現庁舎周辺まちづくりビジョン」の“南池袋公園の質感を繋げる”というコンセプトを実践するため、先行整備した周辺区道整備を踏襲し車道をカラー舗装することとし、これまでカラー舗装に多く用いられてきたインターロッキングブロック舗装よりも加工がしやすく経費的にも安い、再加熱式型押しカラーアスファルト舗装工法を活用し行われた。同工法の施工により道路面は、公園内通路と同調の質感を醸し出すとともに耐久性、防滑性も向上した。さらにこの工法は補修の容易さや経済的な維持管理も見込めるため、今後の道路改修・舗装においても適時に活用することを期待する。なお、改修の際には改修場所や周辺の景観などと調和する色彩やプリント柄の選定を行われない。また改修場所の交通量や道路利用の状況によっては道路面の劣化が懸念される。道路面が良好な状態で維持されるよう、型押しする溝の深さや幅についても適切に調整し、アスファルトが破損することの無いよう改修をされたい。 (対象課：道路整備課)		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課		都市整備部 道路整備課
原因・理由・背景などの事情説明		今回採用した再加熱式型押しカラーアスファルト舗装工法は、交通量や道路利用の状況によっては道路面の劣化が懸念される。
措置の状況	いつ (いつまでに)	日常および年 3 回
	誰が (どこが)	道路整備課職員
	何を (どこを)	本工法実施箇所
	どのように措置(改善)した(する)	今回採用したカラー舗装の工法は区内での施工実績が少なく、今後、耐久性についてモニタリングを実施し評価を行っていく。 また定期的なパトロールにより路面の劣化状況を把握・記録し、劣化の場合は補修等の適切な処置を行うとともに、今後の施工計画等に反映させていく。
情報の共有	措置状況に関する課内周知	令和 7 年 7 月 18 日 周知済み

**令和 6 年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2	3 南池袋公園アプローチ区道改修工事
監査結果報告における意見・要望事項		
② 誰もが歩きやすい歩道の整備について 道路改修のほか、新たに視覚障害者用誘導ブロックの敷設及び歩道と車道の段差の調整、車止めポールを設置が行われた。1 点目の視覚障害者用誘導ブロックは、視覚障害者が安全に歩行するために極めて重要な道しるべとなるものである。2 点目の歩道と車道の段差の調整は、視覚障害者、車椅子利用者、高齢者など様々な道路利用者に配慮し、国土交通省の道路移動等円滑化基準で定める標準高 2 c m に段差の改修を行った。3 点目の車止めポールの設置は、車の歩道への乗り上げや進入を防止するものである。これらの改修により歩行者の安全対策も推進され、誰もが歩きやすい歩道へと改善された。今後の道路改修の際にも、安全で歩きやすい歩道の整備が行われることを期待する。なお、視覚障害者用誘導ブロックが経年劣化や破損、ブロック上の駐輪などにより視覚障害者の通行に支障を来すことのないよう維持管理に努められたい。 (対象課：道路整備課)		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課		都市整備部 道路整備課
原因・理由・背景などの事情説明		視覚障害者用誘導ブロックが経年劣化や破損、ブロック上の駐輪などにより視覚障害者の通行に支障を来すことが懸念される。
措置の状況	いつ (いつまでに)	日常および年 3 回
	誰が (どこが)	道路整備課職員
	何を (どこを)	区道(視覚障がい者誘導ブロック設置箇所)
	どのように措置(改善)した(する)	定期的にパトロールを行い誘導ブロックの破損状態を確認し、劣化している場合は、補修や交換等適切な対応を行う。
情報の共有	措置状況に関する課内周知	令和 7 年 7 月 18 日 周知済み

**令和6年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第2	4 (仮称) 東池袋五丁目 24 番街区公園整備工事
監査結果報告における意見・要望事項 ① 設置遊具について 近年、公園遊具も障害の有無や年齢にかかわらず、誰でも楽しめるように工夫された「インクルーシブ遊具」の導入が進んでいる。今回の公園にも円盤ブランコ、噴水付きウッドデッキ、埋設型ボール遊具など誰もが遊べる遊具が設置された。そのなかで円盤ブランコは小さな子どもや障害児も利用でき、一度に複数人が遊べる遊具として人気があったが、遊具から転落する事故が数回発生したため利用者の安全面を考慮し、令和6年7月から取り外している状況である。幼児の利用が多いことなども踏まえ、早急に代替の遊具の設置に努められたい。なお、今後とも遊具の選定を含め、誰もが安全に楽しく遊べる公園の管理運営を推進されたい。 (対象課：公園緑地課)		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課		都市整備部 公園緑地課
原因・理由・背景などの事情説明		開園時にインクルーシブ遊具である円盤ブランコを設置していたが、メーカーが想定した使い方と異なり、複数人が同時にブランコに激しく乗るなど過激な遊び方により遊具から転落する事故が発生した。それを踏まえ、一度円盤ブランコを撤去し、設置の可否を検討していた。
措置の状況	いつ (いつまでに)	令和7年2月
	誰が (どこが)	公園緑地課
	何を (どこを)	円盤ブランコ

	どのように措置（改善）した（する）	円盤ブランコを撤去し、円盤ブランコと同様のインクルーシブ遊具である一人用ハーネス付きブランコを設置した。 
情報の共有	措置状況に関する課内周知	令和7年2月16日 周知済み

**令和 6 年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第 2	4 (仮称) 東池袋五丁目 24 番街区公園整備工事
監査結果報告における意見・要望事項		
② 木造住宅密集地域の公園として 木造住宅密集地域の公園として、井戸、かまどベンチ、マンホールトイレなどを整備しているため、災害時における有効活用が期待される。特に区の防災活動の拠点となる「としまみどりの防災公園（イケ・サンパーク）」とも至近距離にあるため、災害時の活動連携の場としても期待されるところである。整備された防災機能を災害時に活用できるよう適正に管理するとともに、周辺町会や公園利用者等に対する啓発や訓練などを実施することを要望する。 なお、木造住宅密集地域に整備された公園のため、商店街側の入口は狭く両脇が民家であるうえに公園の形もややいびつであり、入口から見ても公園と分かりにくい状況となっている。木造住宅密集地域における公園は区民の憩いの場であると同時に、災害時の延焼防止や避難場所としての役割を担う極めて重要な存在である。周辺住民に公園の所在や機能が容易にわかるよう、案内表示や災害時の活用等について看板・標識を設置するなどして広く周知するよう検討されたい。 また公園入口の園名板は「HINODE GARDEN PARK」と通称名のみアルファベットで表示している。子どもやお年寄りなど誰にでもわかりやすい表示も検討されたい。 (対象課：公園緑地課、防災危機管理課)		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課		都市整備部 公園緑地課
原因・理由・背景などの事情説明		①木造密集地域にある防災機能を有した公園であるため、災害時の活用が期待されている。しかし、前面道路が広くないことや敷地形状が整っておらず、公園の場所や、防災機能を有していることが分かりづらい。 ②また園名板の表記も地域住民のワークショップにて定めた通称名である HINODE GARDEN PARK というローマ字のみである。
措置の状況	いつ (いつまでに)	① 令和 6 年 3 月 ② 令和 7 年 10 月
	誰が (どこが)	① 公園緑地課、防災危機管理課、地域まちづくり課 ② 公園緑地課
	何を (どこを)	① 町会や近隣住民への防災機能の周知 ② 園名板

	どのように措置（改善）した（する）	① 令和 6 年 3 月の開園式時、町会および近隣住民を招き開園式及び防災施設の周知会を実施した。周知会ではかまどベンチやマンホールトイレの設置の実演および指導を行った。また設備の鍵を町会長へ貸与し、平時から 1 回／年以上は防災訓練を行うよう指導しているほか、依頼があれば防災施設の設置説明等を行うこととしている。 ② 園名板はヒノデガーデンパークのカナ表記を設置する予定である。カナ表記をすることにより、年齢に関係なく周辺住民に公園の名称及び所在をより把握してもらうことができる。
情報の共有	措置状況に関する課内周知	①令和 6 年 3 月 24 日 周知済み ②令和 7 年 6 月末 周知済み